

電気通信事業法における外部送信規律についてのガイダンス

第2版

2024年4月



Japan Interactive Advertising Association

はじめに

2023年6月に施行された改正電気通信事業法の外部送信規律により、対象となるサービスを運営する事業者がウェブサイトに設置したタグやアプリに組み込んだモジュール（SDK）等によって、利用者の端末から利用者に関する情報を送信する場合に、送信することとなる情報の内容、送信先の名称、利用目的を、あらかじめ通知または公表することにより、利用者の確認の機会を付与することが義務となった。この新たな外部送信規律について、対象となる事業者が必要な対応を行えるよう、実践的なアドバイスをガイドンスとしてまとめた。

本ガイドンスの構成は、前半では、外部送信規律の概要、対象となる事業者とサービスについて、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン及び解説、電気通信事業参入マニュアルなどを参照した上で、法令遵守のための留意点と解説を記している。後半では、実務における規律への対応とともに、利用者が安心してサービスを利用できるよう事業者の工夫により取り得る具体的な手法を提案する内容となっている。付録には、法定された事項を記載する場合の文書例と、主要な外部送信プログラムのリストを参考として掲載している。

なお、外部送信規律は、さまざまな業界の事業者に影響が及び、規律を遵守すべき事業者や、情報提供や協力を求められる事業者が多岐にわたるため、全ての関係事業者が本ガイドンスを容易に参照し活用できるよう、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのもとで公開することとした。

最後に、今後、より詳しい解説を必要とする点や、改めるべき点、付録の外部送信プログラム等について更新が必要な点など、随時、ガイドンスに追記・改訂をしていくこととしている。本ガイドンスに対する意見や要望は、発行元までお知らせいただきたい。

一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会（JIAA）

第2版の公開にあたって

本ガイドンスは、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（JIAA）の「外部送信規律対応検討タスクフォース」において2023年6月15日に第1版を取りまとめ、JIAA会員及び関係者において共有したものである。

第2版では、関係者や有識者の見解や関連施策の状況も踏まえて、より正確を期すために解説の追加や整理を行ったほか、記載例の用語の統一を行った。

なお、本ガイドンスは、利用者情報の適切な取扱いについて業界の自主ルールを示すものではなく、電気通信事業法の外部送信規律を遵守するための参考資料の位置付けである。今後、関係事業者の取り組み状況も参考にしつつ、必要な改善・更新を行っていく。

目次

はじめに.....	1
1 外部送信規律の概要.....	3
[原則]	3
[留意点及び解説]	3
2 法令遵守の確保.....	5
2.1 対象となる事業者（電気通信事業を営む者）.....	5
[原則]	5
○ 規律の対象となる事業者.....	5
○ 規律の対象外である事業者.....	5
[留意点及び解説]	6
2.2 対象となるサービス（電気通信役務）.....	8
[原則]	8
○ 規律の適用対象となるサービス.....	8
○ 規律の対象外のサービス.....	9
[留意点及び解説]	10
2.3 適用除外となる外部送信.....	11
[原則]	11
[留意点及び解説]	12
2.4 必要な対応について.....	14
3 外部送信プログラム等の管理・運用上の措置に関する考え方.....	16
3.1 管理上の措置.....	16
3.2 運用上の措置.....	18
4 通知等の方法・通知を行うべき事項.....	20
4.1 記載する内容.....	20
○ 利用目的.....	20
○ 送信する情報.....	21
4.2 通知・公表の表示方法.....	22
○ 通知の場合.....	22
○ 公表（容易に知り得る状態に置く）の場合.....	22
4.3 送信先サービス事業者が開示する情報.....	23
4.4 具体的な記載例.....	24
5 ライセンス.....	24
付録-1 具体的な記載例.....	25
付録-2 外部送信プログラム一覧.....	28
付録-3 外部送信規律に関する法令・ガイドライン等 参考資料.....	39

1 外部送信規律の概要

[原則]

ブラウザやアプリケーションを通じてインターネット利用者に電気通信サービス(以下「当該対象サービス」)を提供する事業者(以下「当該対象サービス事業者」)(2.1で詳述)が、ウェブサイトに設置したタグやアプリに組み込んだモジュール(SDK)等(以下「外部送信プログラム」)により利用者に関する情報を利用者の端末から外部に送信する場合、①送信することとなる情報の内容、②送信先の名称、③利用目的を、あらかじめ通知または公表(容易に知り得る状態に置く)することにより、利用者に確認の機会を付与することが義務となる。

〈参照〉 電気通信事業法(以下「法」)第27条の12、電気通信事業法施行規則(以下「規則」)第22条の2の29、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(以下「ガイドライン」)第51条第1項、第5項

なお、送信先への情報の送信についてあらかじめ確認の機会を付与していることとなる次の場合は、通知・公表の義務は適用されない。

- ・ 同意取得：あらかじめ利用者の同意を取得している場合
- ・ オプトアウト措置：法定されている事項を公表した上でオプトアウトを提供し、利用者がオプトアウトしていない場合

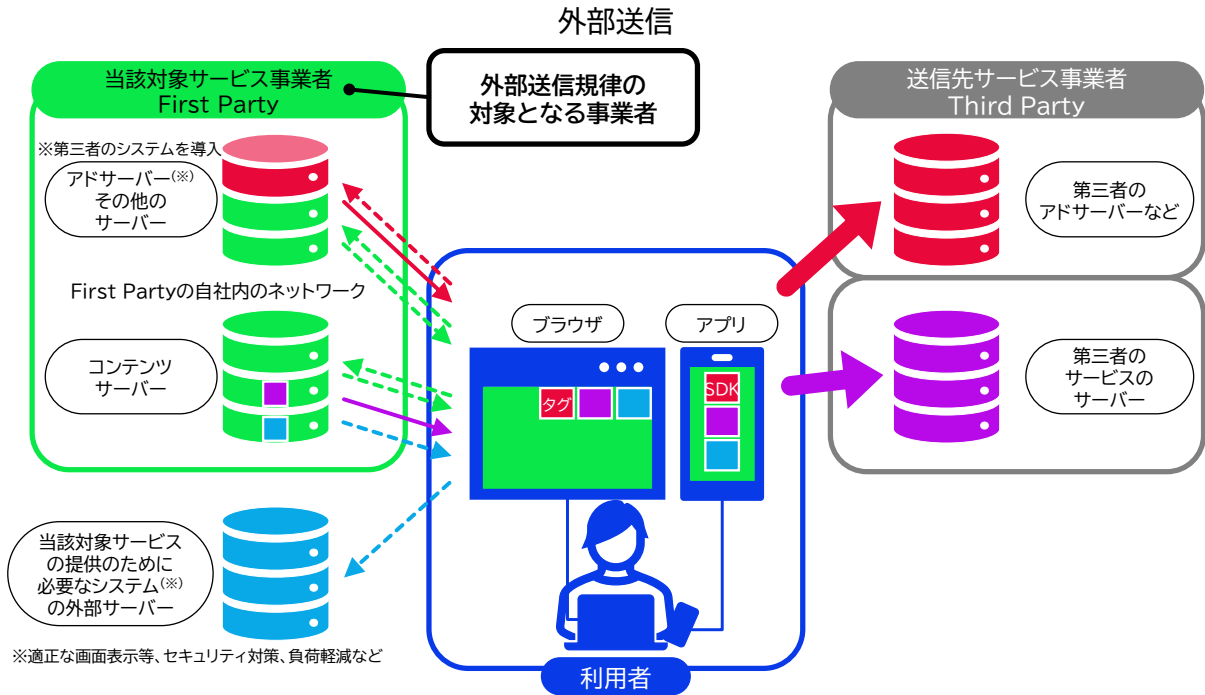
〈参照〉 法第27条の12第3号、第4号、規則第22条の2の31、ガイドライン第51条第6項

[留意点及び解説]

■「外部送信」とは

この規律でいう「外部」とは、ウェブサイトやアプリを利用する際に利用者が使用しているPCやスマートフォン等の「利用者の端末の外部」をいう。「外部送信」とは、利用者の端末から利用者以外の者のサーバーに利用者に関する情報を送信することを意味し、当該対象サービス事業者が自社の保有するサーバーに送信することや、自社が管理している委託先の第三者のサーバーに送信することも含まれる。

〈参照〉 ガイドライン第51条第1項の解説、外部送信規律FAQ(以下「FAQ」)1-2、1-16



■規律の趣旨について

規律の趣旨は、ウェブサイトやアプリの利用者にとって、利用者の端末に記録されている利用者に関する情報（利用者が端末に登録・入力した情報や、識別情報、通信履歴、ウェブサイトの行動履歴、アプリの利用履歴、位置情報等）の送信や取扱いが認識しにくい場合があるため、当該対象サービス事業者が利用者に対して容易に確認できる機会を付与し、利用者が安心して電気通信サービスを利用できるようにすることにある。

〈参照〉 FAQ1-3

利用者の端末から外部に情報を送信するよう指令するプログラム等を利用者の端末に送信（「情報送信指令通信」）する当該対象サービス事業者（First Party）が規律の対象であり、利用者の情報を送信する先となるサービス（以下「送信先サービス」）を提供する事業者（以下「送信先サービス事業者」）自体は規律の対象外である。

なお、いわゆる Cookie 規制ではなく、Cookie 以外の手法を用いた利用者に関する情報の送信も対象となる。また、Cookie バナーの設置や Cookie ポリシーの公表などの対応をしても、適用除外となる場合を除き、通知・公表の義務事項①～③の記載がなければ規律に即しているとはいえないことに留意が必要である。

〈参照〉 FAQ1-5、1-7

また、ターゲティング広告自体を規制するものではなく、ターゲティング広告目的以外での利用者に関する情報の送信も対象となる。

〈参照〉 FAQ1-6、1-8

個人情報保護法の個人データや個人関連情報の取扱いに関する規定とも同じではない

め、別途対応を行う必要がある。個人情報保護法では、外部送信プログラムにより第三者が直接に利用者の端末から閲覧履歴等の利用者に関する情報を取得する場合には、ウェブサイト等の運営者（First Party）が取得した情報を送信するものではないため、第三者提供には当たらず、個人情報保護法上の義務を負わない¹。また、外部送信規律は、送信される利用者に関する情報が個人情報であるか個人関連情報であるかに関係しない。

〈参照〉 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A8-10

■規律に違反した場合について

規律に違反した事業者は、行政処分の対象となる。報告及び検査への対応が求められ、違反している事実が確認された事業者に対しては、行政指導により改善が促され、改善が見られない場合は業務改善命令が発せられることがある。業務改善命令に従わない場合には罰則（200万円以下の罰金）（虚偽報告や立入検査拒否等は30万円以下の罰金）が科されることがある。また、規律や業務改善命令等に違反した場合、名称等が公表されることがある。

〈参照〉 法第29条第2項第1号、第4号、第166条第1項、第167条の2、第186条第3号、第188条第17号、第190条第2号

2 法令遵守の確保

2.1 対象となる事業者（電気通信事業を営む者）

〔原則〕

○ 規律の対象となる事業者

外部送信規律は、「電気通信事業を営む者」のうち、電気通信事業者または第三号事業（法第164条第1項第3号に規定されている電気通信事業）を営む者の一部に適用されるものであり、ブラウザやアプリケーションにより「他人の需要に応ずるため」に提供され、利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定められた電気通信サービスを提供する事業者に限り規律の対象となる。

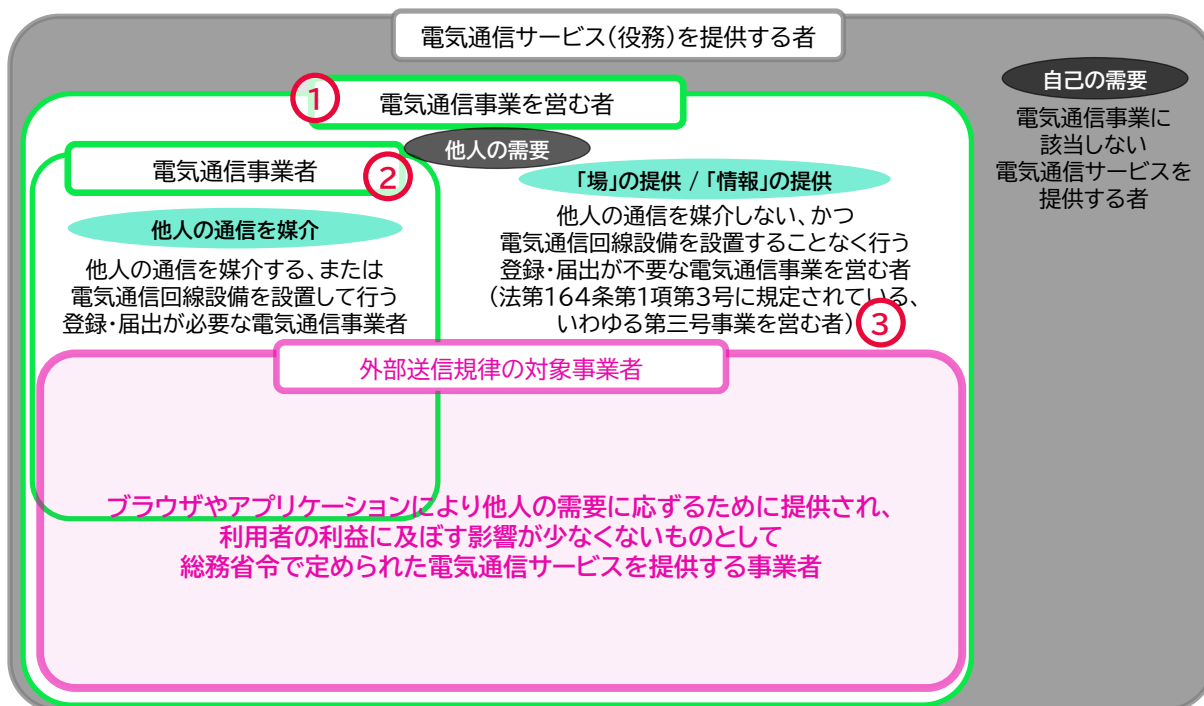
〈参照〉 法第164条第1項第3号、第27条の12、規則第22条の2の27、ガイドライン第51条第1項

○ 規律の対象外である事業者

自らの情報を発信する手段として「自己の需要のため」にウェブサイトやアプリを運営する企業・団体や個人は、電気通信事業（法第2条第4号に規定）に該当しない電気通信サービスを提供する者であり、電気通信事業法は適用されないため、外部送信規律の対象にはならない。

¹ 送信先の Third Party が保有する個人情報に紐づく形で閲覧履歴等を取得する場合には、その Third Party にとっては個人情報の取得となるため個人情報保護法の取得に関する義務の適用対象となる。

〈参照〉 法第2条第4号、電気通信事業参入マニュアル[追補版]／ガイドブック（以下「参入マニュアル」）、ガイドライン第51条第1項の解説



〔留意点及び解説〕

■対象となる事業者の区分と定義

①の「電気通信事業」とは、電気通信サービスを「他人の需要に応ずるため」に提供する事業をいい、「営む」とは、料金を徴収するなどして利益を得ようとするをいう。電気通信事業法は日本国内で「電気通信事業を営む者」に適用され、主として電話やインターネットなどの通信インフラを提供する事業者を対象とする法律であるが、ウェブサイトやアプリによってインターネット経由でコンテンツやツール等のサービスを提供して料金や広告収入を得ている者も「電気通信事業を営む者」に該当し、外部送信規律の適用対象となる。

〈参照〉 法第2条第4号、第164条第1項第3号、第3項、参入マニュアル

②の「電気通信事業者」とは、他人の通信を媒介する、または電気通信回線設備を設置して行う登録・届出が必要な電気通信事業（電話、インターネット接続サービス、メールサービス、メッセージサービス等）を営む者をいう。

〈参照〉 法第2条第5号、参入マニュアル

③の第三号事業とは、法第164条第1項第3号に規定されている電気通信事業をいい、「第三号事業を営む者」とは、他人の通信を媒介しない、かつ電気通信回線設備を設置することなく行う登録・届出が不要な電気通信事業（ウェブサイトやアプリなどインターネット経由で提供される各種サービス）を営む者をいう。

- ※ 第三号事業は、法第164条第1項で法律の規定が適用されない事業とされているが、同条第3項により第1項にかかわらず、検閲の禁止（第3条）と通信の秘密の保護（第4条）の規定は、第三号事業を営む者の取扱中の通信について適用される。加えて、令和4年改正により外部送信規律（違反した場合の行政処分に関する規定を含む）について適用されることとなった。

〈参照〉 法第164条第1項第3号、参入マニュアル

外部送信規律は、①の電気通信事業を営む者（②電気通信事業者または③第三号事業を営む者）のうち、総務省令で定められたサービス（例：メッセージサービス、SNS、動画共有サービス、検索サービス、オンラインショッピングモール、各種情報コンテンツ提供サービスなど（2.2で詳述））をブラウザやアプリケーションを通じて提供するウェブサイトやモバイルアプリを運営している者（いわゆる First Party）に適用される。

〈参照〉 法第27条の12、規則第22条の2の27、参入マニュアル

- ※ SNS、動画共有サービス等のプラットフォームサービスや検索サービスのうち、利用者数が1,000万以上で指定を受けた届出が必要となる事業者（検索情報電気通信役務、媒介相当電気通信役務）は①の「電気通信事業者」に該当し、第三号事業を営む者ではない。

〈参照〉 法第2条第5号、第164条第1項第3号、第2項第4号、第5号、参入マニュアル

- ※ 「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」では、電気通信事業（法第2条4号）を行う「電気通信事業を営む者」が「電気通信事業者」と称され、第三号事業を営む者も含まれる。法令や参入マニュアルとは用語が異なることに留意されたい。

〈参照〉 ガイドライン第3条第5号

■対象とならない事業者の判断について

「自己の需要のため」とは、電気通信サービスの提供自体が事業の目的ではない場合をいう。企業・団体や個人がウェブサイトやアプリを運営している目的が、自己の情報発信のためである場合や、本来の事業を遂行するための手段である場合は、発信する情報そのものやオンラインサービス自体で収益を得ているものではないため、「他人の需要に応ずるため」に当たらず、「電気通信事業を営む者」には該当しない（該当しないサービスは2.2で詳述）。

例えば、リターゲティング広告のためのタグを設置して外部の広告配信サービスに情報を送信していても、広告主企業が自社の広報や商品・サービスを宣伝するためや、メーカーや小売店等が商品等を直接販売するために開設しているウェブサイトやアプリなど、電気通信事業に該当しないサービス（2.3で詳述）の場合は、規律の対象外である。

また、企業が開設している自社の販売サイトに付随した口コミ機能を提供したり、自社の取引先や顧客にコミュニティサイトを提供したり、ウェブサイトの情報コンテンツを提

供したりしている場合でも、電気通信サービスの提供自体が目的でなく、自社の製造・販売する商品やサービスに関係した情報の提供を販売促進の目的で行っている限りは電気通信事業に当たらず、法の対象にならないと考えられる。一方、企業が自社サイトに設置した口コミ機能や運営するコミュニティサイトが独立した事業である場合や、自社の本来の事業とは関係のない情報コンテンツの提供を事業として行っている場合などには「電気通信事業を営む者」に該当し得ることに留意が必要である。

〈参照〉 参入マニュアル、ガイドライン第51条第1項の解説

個人が運営するものであっても、広告やアフィリエイトプログラムを利用して収入を得ることを目的としてウェブサイト等を自ら開設している場合は、第三号事業に該当するため、運営する個人が「電気通信事業を営む者」に該当し、規律の対象となると考えられる。ただし、情報発信のためのウェブサイト等を運営する費用を賄うために少数の広告を掲載して収入を得ている程度である場合は、電気通信事業に該当しないため、対象とならない。

〈参照〉 参入マニュアル

企業・団体や個人が SNS や動画共有サービスやブログサービスなどのプラットフォームを利用して情報発信を行い、プラットフォーム事業者から掲載する広告の収入の一部を報酬として得ているなどの場合は、電気通信サービス自体はプラットフォーム事業者が提供しているものであって自ら開設しているものではないため、対象とならない。

〈参照〉 参入マニュアル

2.2 対象となるサービス（電気通信役務）

〔原則〕

○ 規律の適用対象となるサービス

外部送信規律の対象となる電気通信サービスは、利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で次のとおり定められている。

(1) 利用者間のメッセージ（通信）を媒介するサービス

例：メールサービス、メッセージサービス、ダイレクトメッセージ機能、オンライン会議システム など

(2) 利用者が入力した情報を不特定の利用者が閲覧（受信）できるサービス

例：SNS、動画共有サービス、ブログサービス、オンラインショッピングモール、マッチングサービス、ライブストリーミングサービス、オンラインゲーム など

(3) 利用者が入力したキーワードに対しインターネット上に公開されている全てのウェブページの情報を検索して表示するサービス

例：検索サービス

(4) 不特定の利用者に各種情報をインターネット経由で提供するサービス

例：ポータル、ニュース、専門情報、エンターテインメントコンテンツ、キュレーション など

〈参照〉 規則第22条の2の29、ガイドライン第51条第1項、参入マニュアル

○ 規律の対象外のサービス

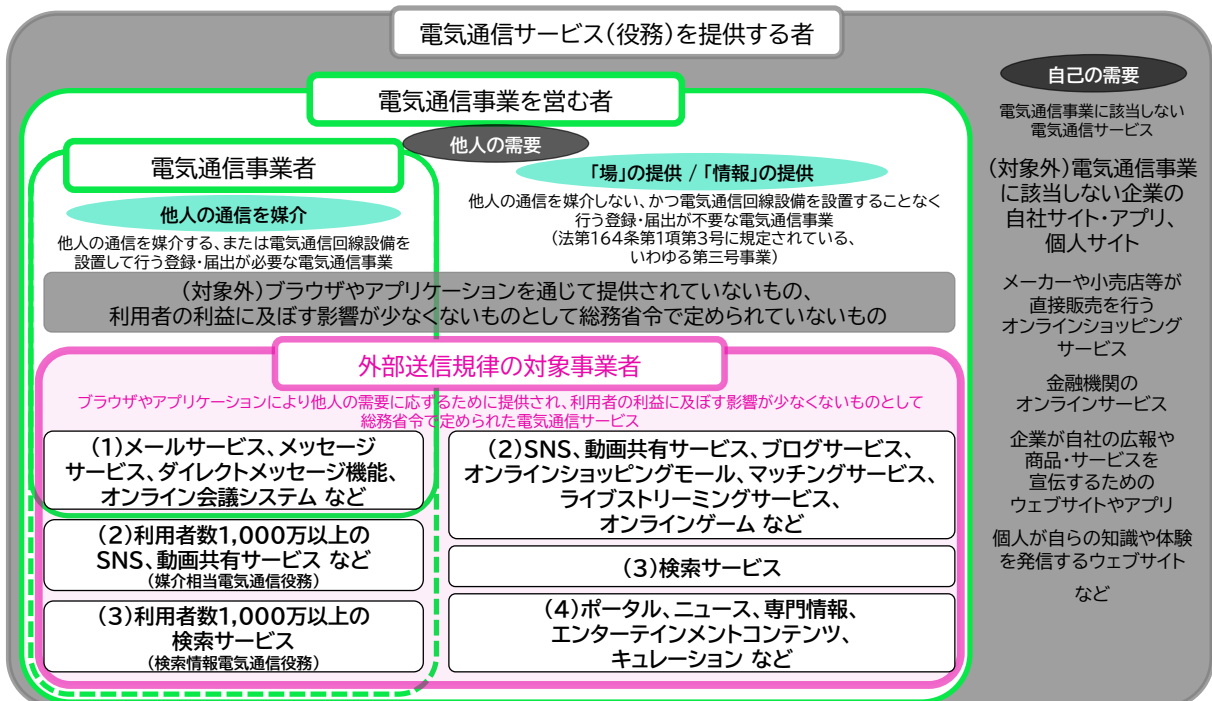
企業が自社の広報や商品等の宣伝・販売（インターネット経由での各種情報提供等のサービスの販売を除く）のために運営しているウェブサイトやアプリなど、電気通信サービスの提供を必ずしも前提としない本来の事業を遂行するための手段として提供する電気通信サービスは、電気通信事業に当たらない。例えば、次のような電気通信サービスは対象外となる。

- ・ メーカーや小売店等の製造・販売業者が直接販売を行うオンラインショッピングサービス
- ・ 銀行のインターネットバンキングなど金融機関のオンラインサービス
- ・ 企業が開設・運営する自社の広報や商品・サービスを宣伝するためのウェブサイトやアプリ
- ・ 個人が開設する自らの知識や体験を発信するウェブサイト

〈参照〉 参入マニュアル、ガイドライン第51条第1項の解説、FAQ1-12、1-13

電気通信事業に該当する電気通信サービスのうち、ブラウザやアプリケーションを通じて提供されていないもの、利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定められていないものは、外部送信規律の対象外となる。例えば、特定の利用者がメールソフト上で閲覧するメールマガジンやニュースメールは、対象とならない。

〈参照〉 参入マニュアル



[留意点及び解説]

■対象となるサービスの判断について

(2) の SNS 等や (4) の各種情報提供サービスで、利用者がアカウント登録しなければ利用できないサービスであっても、登録や料金を支払うなどすれば誰でも利用できる場合は「不特定の利用者」に提供するサービスに該当し、規律の対象となる。

オンラインショッピングの商品レビューやニュースへのコメントなど、他のサービスに付随して提供される口コミや掲示板等の機能は、利用者が情報を入力して不特定の利用者が閲覧できるものではあるが、独立した事業でないものは (2) には該当しない。なお、オンラインショッピングは、自社の商品（インターネット経由での各種情報提供サービスを除く）を販売する EC サイトである場合は対象外、複数店舗が出店するオンラインショッピングモールである場合は (2) に該当する。また、ニュースサイト・アプリなどインターネット経由の情報提供サービス自体は (4) に該当する。企業が自社や自社のグループ会社の事業や商品・サービスについて広報・宣伝・販促のために情報を発信している場合は原則として自己の需要のためと判断され、「電気通信事業」に該当しないため規律対象外となる (2.1 で詳述) が、自社等の商品・サービスについての情報発信に加えて関連する一般的な情報を発信している場合には、(4) の類型に該当し規律の対象となることがある。

(3) の検索サービスは、インターネット上に公開されている通常の方法で閲覧できる全てのウェブページを検索するものが該当し、オンラインショッピングや地図などの特定のサービス内に限定した検索機能は該当しない。検索機能の有無にかかわらず、オンラインショッピングモールは (2)、地図サービスは (4) の対象となる。

なお、(1) ~ (4) に該当するサービスは、実際にそのサービスの利用者が少ないとしても規律の対象であり、利用者数は「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない」電気通信サービスであるか否かの判断に影響しない。

〈参照〉 参入マニュアル、FAQ1-11、2-6

■対象外のサービスの判断について

企業が自社の広報や商品・サービスを宣伝するために開設しているウェブサイトは、自社製品に関係した情報を紹介している場合（例：食品メーカーが自社製品の販促のために自社製品を利用したレシピを紹介している場合など）には、基本的には自己の需要のためと判断され、「電気通信事業」に該当しないため対象外となる。ただし、自己の需要の範囲を超えて、自社製品に関係しない一般的な情報コンテンツや、自社の事業と関連のある情報であっても自社と関係のない企業の情報や業界情報を含む情報ポータルなどを提供している場合には、「他人の需要」に応ずるものとして (4) に該当するサービスと判断される可能性があると考えられる。企業のコーポレートサイトやオウンドメディアの一部で自社の事業に関連する一般的な情報を発信している場合であっても、一般的な情報コンテンツがある場合にその内容や態様によっては自己の需要の範囲を超えるものとして規律の対象となることがある。対象外のサービスであるかどうかについては、「自己の需要のため」に

電気通信サービスを提供するものであるかどうか、個別に判断されることとなることに留意が必要である。

〈参照〉 参入マニュアル

2.3 適用除外となる外部送信

〔原則〕

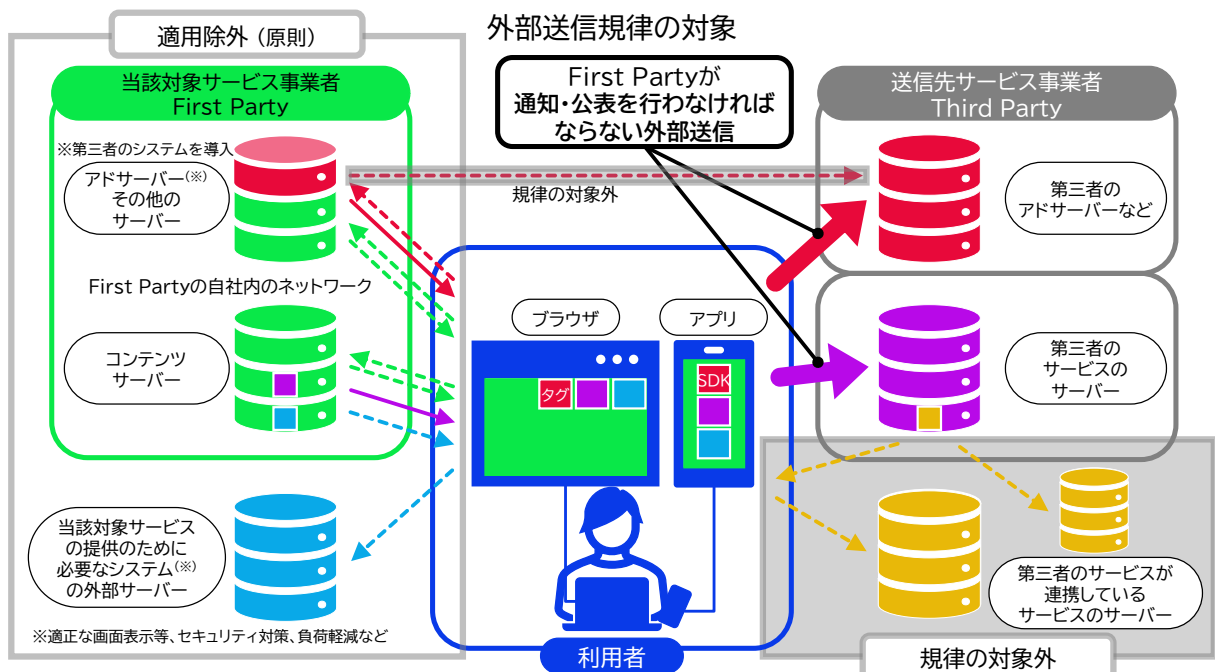
外部送信規律の対象となる当該対象サービス事業者（First Party）が利用者に提供する電気通信サービス（2.2（1）～（4））に設置された外部送信プログラムによって送信する情報について、次のものは規律の適用除外となる。適用除外となる情報を送信する外部送信プログラムについては、通知・公表を行う必要までではない。

（1）利用者に当該対象サービスを提供するにあたって送信することが必要な次の1）～5）の情報で、その必要の範囲内で送信するもの

- 1）当該対象サービスで利用者の端末の画面上にテキストや画像、映像などを適正に表示するために必要な情報などサービスの提供のために真に必要な情報
- 2）利用者が当該対象サービスを利用する際に入力した情報を端末の画面上に再表示（保持）することで利用者に利便を提供するために必要な情報
- 3）利用者が当該対象サービスを利用する際に入力した認証に関する情報を端末の画面上に再表示（保持）することで利用者に利便を提供するために必要な情報
- 4）当該対象サービスに対する不正行為の検知や生じた被害の軽減などセキュリティ対策のために必要な情報
- 5）当該対象サービスの提供にあたってサーバーの負荷を軽減するなど適切な運用のために必要な情報

（2）当該対象サービス事業者が利用者のブラウザや端末に付した識別符号（First Party Cookie に保存された ID）であって、当該対象サービス事業者自身に送信するもの

〈参照〉 法 27 条の 12 第 1 号、第 2 号、規則第 22 条の 2 の 30、ガイドライン第 51 条第 6 項



[留意点及び解説]

■送信することが必要な情報（「真に必要な情報」とは）

(1) 1) の適用除外となる利用者の端末に適正に表示するために必要な情報とは、利用者端末の OS の種類やバージョン、画面の解像度などの設定、言語、ブラウザの種類やバージョンなどの情報が該当する。

第三者が提供する Web フォントサービスや動画配信システムなどを利用している場合、利用者の端末に表示するための情報の送信は適用除外となると考えられる。ただし、送信先の第三者が表示以外の利用目的で送信した情報を利用するなど、必要な範囲を超えて送信する場合は適用除外にならない。

なお、表示することのほかにも、利用者が利用しているそのサービスを提供するにあたって必要不可欠な「真に必要な情報」であれば、自社に送信する場合も第三者に送信する場合も、いずれも適用除外となる。

ただし、「真に必要な情報」に該当するかどうかは、送信先が当該対象サービス事業者（First Party）の自社のクローズドな社内ネットワークにあるサーバーであるか、第三者である送信先サービス事業者（Third Party）のサーバーであるか、送信先を基準として要件が異なる。

(1) 2) 及び 3) の適用除外となる利用者の端末に再表示（保持）するために必要な情報とは、フォームへの入力やログイン認証など、利用者が行った操作や行動をサービスの利用に必要な範囲で保持するための情報が該当する。オンラインショッピングモールで買い物かごに入れた商品を買物かごに一定時間保存したり、支払い画面に遷移した際に引き継いだりするなど、利用者の利便やサービスの提供に必要な情報の送信は適用除外となると考えられる。

4) の適用除外となるセキュリティ対策のために必要な情報とは、そのサービスにおいて不正アクセスを検知したりサイバー攻撃を防いだりするために必要な利用者の端末情報や操作・行動の情報が該当する。ウェブサイトのコンテンツや広告への不正アクセスを検知することを目的とした第三者のセキュリティツールベンダーへの情報の送信は適用除外になると考えられる。ただし、そのツールがコンテンツの閲覧状況の分析や広告の成果測定などのセキュリティ対策とはいえない目的でも情報を利用する場合には、適用除外にはならないと考えられる。

5) の適用除外となる適切な運用のために必要な情報とは、利用者のアクセスが集中した場合にサーバーへの負荷を分散する措置を取るなど、そのサービスの提供を維持するために必要な情報が該当する。

〈参照〉 ガイドライン第 51 条第 6 項の解説

■当該対象サービス事業者（First Party）への送信

当該対象サービス事業者が自社のクローズドな社内ネットワークにあるサーバーに送信する情報の多くは、当該対象サービスを提供するにあたって必要なものであるため「真に必要な情報」に該当すると考えられる。ただし、利用者が当該対象サービスを利用するにあたって必ずしも必要がなく、一般の利用者から見て送信されることが通常想定できない情報や、通常想定できない利用目的で利用される情報については該当しない。

なお、当該対象サービス事業者（First Party）に送信される First Party Cookie に保存された ID は、(2) の原則どおり適用除外となる。また、First Party Cookie に保存された ID 以外の利用者に関する情報を当該対象サービス事業者に送信する場合は、原則として (1) 1) の「真に必要な情報」に該当し、適用除外になると考えられる。例えば、広告やコンテンツの配信や計測、パーソナライズを目的とした送信も、当該対象サービス事業者が自社に送信する場合は原則として「真に必要な情報」に該当する。ただし、利用者にとって、利用者に関する情報の送信や取扱いが認識しにくい場合には、通知・公表を行うことが望ましい。

※ 当該対象サービス事業者が利用者に関する情報を自ら取り扱う場合、プライバシーポリシー等において公表することが一般的であり、利用者への分かりやすい情報提供の観点から、第三者への外部送信を区別して記載することが適切であるといえる。

〈参照〉 法 27 条の 12 第 1 号、第 2 号、規則第 22 条の 2 の 30 第 1 項、ガイドライン第 51 条第 6 項、ガイドライン第 51 条第 6 項の解説

■第三者である送信先サービス事業者（Third Party）への送信

第三者に送信する情報が「真に必要な情報」に該当する場合には適用除外となるが、一般の利用者から見て送信されることや利用目的が想定できない場合や必要不可欠とまではいえない場合が多いと考えられる。例えば、DMP や CDP、MA などの第三者のツールを利用してマーケティングに活用する場合や、第三者の広告プラットフォームを利用して広告枠の販売や広告の配信、計測を行う場合など、当該対象サービス事業者が自社や取引先企業の利用のために送信する場合はもちろん、当該対象サービスの提供を維持・改善するためや利用者に利便を提供するためであっても、第三者の広告サービスやアクセス解析サービス、データプラットフォームサービス、動画や SNS 等のコンテンツサービス、コンテンツレコメンデーションサービスなどに送信する場合には、適用除外にならず、通知・公表を要する。

■その他適用除外

そのほか、一般的な利用者にとって想定でき、判断を経る必要性が低いと考えられるもので、その必要の範囲内で送信するものは、利用者に当該対象そのサービスを提供するにあたって送信することが必要なものとして、通知・公表を行う必要まではないと考えられる。例えば、利用者がウェブサイトやアプリ上で行った操作や行動をサービスに反映させることが必要な場合、例えば、ゲームやエンターテインメントコンテンツで利用者のアクションに応じて反応を返すなど、そのインタラクションに必要な不可欠な情報の送信は適用

除外となると考えられる。また、利用者がサービスのカスタマイズやパーソナライズの設定変更や停止（広告でのデータ利用のオプトアウトを含む）などを能動的に行った場合、それをサービスに反映させるために必要な情報の送信は適用除外になると考えられる。

■適用除外となる識別符号（ID）

ウェブサイトを運営する当該対象サービス事業者が、利用者が利用しているブラウザごとに発行する First Party Cookie に保存した ID は、発行した当該対象サービス事業者（First Party）自身に送信する限りは、当該対象サービス事業者が利用者に利便や必要なサービスを提供するために利用者を識別（ブラウザを同定）する目的で使用するにすぎないため、全ての場合において適用除外となる。

〈参照〉 ガイドライン第 51 条第 6 項の解説

なお、アプリでは、OS 事業者が開発や広告のために用意している端末識別 ID があるが、ブラウザ Cookie のように発行した事業者だけがブラウザを識別できる仕組みとは異なり、アプリを提供する当該対象サービス事業者が発行するものではないことや、広告用識別 ID（IDFA、AAID）については事業者間で共通の ID であることなどから、通知・公表を必要としないとまではいえず、「真に必要な情報」に該当しない限りは適用除外にはならないと考えられる。

- ※ 広告用識別 ID を当該対象サービス事業者が自らの広告サービスのために当該対象サービス事業者自身に送信する場合は、原則として「真に必要な情報」に該当する。第三者に送信する場合には、「真に必要な情報」には該当しない。

2.4 必要な対応について

■同意取得とオプトアウト措置

同意取得にあたっては、あらかじめ利用者に対して通知・公表の義務事項①～③と同等の内容について、適切に確認の機会を付与している必要があるといえる。

〈参照〉 ガイドライン第 51 条第 6 項第 3 号の解説

オプトアウト措置については、通知・公表の義務事項①～③に加えてオプトアウトが送信の停止か利用の停止かのいずれであるかを公表するなど、実質的には公表と同等以上の事項が法定されていることに留意が必要である。

- ※ ただし、オプトアウトは利用の停止であることが一般的である。例えば、行動ターゲティング広告のオプトアウトでは、オプトアウトした利用者であるかどうかを識別するために必要な情報や、行動ターゲティング広告以外の広告配信のために必要な情報の送信は継続される。

〈参照〉 法第 27 条の 12 第 4 号、規則第 22 条の 2 の 31、ガイドライン第 51 条第 6 項第 4 号の解説

同意取得またはオプトアウト措置を適切に行っていれば義務の対象外となるものの、い

ずれの場合も通知・公表の義務と同等の対応が求められるといえる。あらかじめ確認の機会を付与するという規律の趣旨からすれば、通知・公表を行うことで足りる。

■「情報送信指令通信ごとに」の考え方

通知・公表の義務事項①～③を「情報送信指令通信ごとに」記載することとされているが、利用者がアクセスする都度送信するものだけを表示したり、ウェブページごとに記載したりする必要ではなく、利用者が認識できる範囲でまとめて表示（ウェブサイトやアプリのサービス全体で記載する等）することで足りる。

〈参照〉 規則第22条の2の29、ガイドライン第51条第5項の解説

原則として外部送信プログラムごとに記載する必要があるが、送信先が同一の事業者による同一サービスである場合には、法の趣旨と利用者の利便を考え合わせればまとめて記載することで足り、個別の外部送信プログラムごとに記載する必要はないと考えられる。ただし、利用者の確認のためには、送信先サービスを列挙してそれぞれに通知・公表の義務事項①～③を記載する方法が望ましいといえる。なお、①の送信されることとなる情報の内容と③の利用目的が合理的な範囲で同一といえる場合は、利用者が明確に理解できるのであれば、①と③を一括して記載し、②の送信先の名称を列挙する方法も考えられる。

なお、送信先サービスから当該対象サービス事業者に分析や測定結果などが戻されることや、送信先サービスが連携している別の事業者にさらに送信されること等があり得るが、それらは規律の対象外であり、当該対象サービス事業者が自社のウェブサイトやアプリに設置した外部送信プログラムの発行元である送信先サービス事業者のサーバーへの送信についてのみ記載することで足りる。

〈参照〉 ガイドライン第51条第5項の解説

■通知・公表の義務事項について

①の送信することとなる情報の内容は、あいまいな記述を避け具体的に列挙することが望ましいが、細かい項目や技術的な要素までを個々に羅列することはかえって利用者の理解を困難にするため、利用者が認識できる程度にまとめて記載することが考えられる。また、利用実態や利用者の利便を考慮し、情報の内容をまとめて記載し、その具体的な項目を例示するなど、利用者の確認・判断に資する内容を記載することが考えられる（記載内容は4.1で詳述）。

②の送信先の名称については、送信先サービス事業者の名称を記載することが必要であり、それとともに送信先サービス名を併記することが望ましい。

〈参照〉 ガイドライン第51条第5項の解説

③の利用目的は、当該対象サービス事業者が自社のウェブサイトやアプリに外部送信プログラムを設置する目的と、送信先サービス事業者が利用者に関する情報を取り扱う利用目的の両方を記載する必要がある。利用目的は、利用者が想定できる程度に具体的に記載することが望ましいと考えられる。利用に際しての技術的な手法の詳細までを示す必要はない。

〈参照〉 ガイドライン第51条第5項の解説

なお、当該対象サービス事業者は、送信先サービス事業者が自社以外の第三者（Third Party）である場合、①の情報の内容について、送信先である第三者の外部送信プログラムによって実際にどのような情報を送信しているかを容易かつ正確に知り得ないことや、③の利用目的について、送信先サービス事業者が当該対象サービス事業者の利用目的とは異なる複数の目的で利用していることがあり得る。そのような場合には、送信先サービス事業者のウェブサイトで適切に記載されているウェブページのリンクを表示することが望ましい。

送信先のウェブページのリンクを表示することのみで通知・公表の義務事項を示そうとする場合でも、リンク先で記載箇所が分かりにくい場合は、リンクとともに概略を記載することが望ましい。また、日本語以外の言語で記載されているなど、適切に示されているとはいえない場合には、リンクの表示のみで対応することはできない。

〈参照〉 ガイドライン第51条第5項の解説

このように、当該対象サービス事業者が適切に通知・公表を行うためには、送信先サービス事業者との連携が必要となる。送信先サービス事業者（Third Party）は規律の直接の対象ではないが、当該対象サービス事業者が設置する外部送信プログラムによって送信されることとなる利用者に関する情報の内容や利用目的、それらを記載したウェブページを公開している場合はそのリンクを、当該対象サービス事業者に対して契約する際の説明やサービス規約等により伝達・開示するなど、当該対象サービス事業者において最善の方法で通知・公表の義務事項を示せるよう必要な情報を提供することが望まれる。

また、送信先サービス事業者が連携している別の事業者へさらに送信することとなる場合については規律の対象外であり、当該対象サービス事業者の通知・公表を必要とする事項ではないものの、例えば、利用者の興味・関心の分析や広告のパーソナライズを行う目的で情報を送信することとなる場合には、送信先サービス事業者において連携先の事業者や利用目的等を利用者が予想・想定できる程度に示すことも、利用者が安心して当該対象サービスを利用するための有用な措置として検討に値する²。

3 外部送信プログラム等の管理・運用上の措置に関する考え方

3.1 管理上の措置

通知・公表の義務事項は、原則としてウェブサイトやアプリそれぞれのサービス全体を範囲として、外部送信プログラムごとに記載する必要がある。新規にウェブサイトやアプリを開設する場合には、通知・公表を前提として外部送信プログラムを導入することにより、容

² 送信先の Third Party や連携先の事業者が利用者の行動履歴情報を蓄積・分析して広告を出し分けるターゲティング広告サービスのために情報を取得する場合には、JIAA の「行動ターゲティング広告ガイドライン」に Third Party における通知・公表に関する原則が規定されており、会員社においてこれに基づき運用されている。

易に列挙できる。一方、既存のウェブサイトやアプリの場合は、導入されている外部送信プログラムの数はサービスによりさまざまであるが、一つのサービスで100を超えて導入されているケースもあり、それら全てを網羅的に、かつ即時的に列挙することは難しい。外部送信プログラムの目的もさまざまで、導入に関わる責任者も分散していることも把握を難しくしている。また、アプリの場合、ユーザーが利用するアプリのバージョンにより、導入されている外部送信プログラムが異なる場合があり、その違いも含めて列挙することは困難である。以下に既存のウェブサイトとアプリそれぞれの課題を挙げる。

- ・ ウェブサイトの場合

既に導入されている外部送信プログラムの一覧の作成・更新にあたっては、当該サービス事業者の組織内での情報収集によって導入状況・内容を把握することを基本とするが、第三者が提供するツールを利用して、外部送信プログラムを列挙することも部分的には可能である。これらの第三者のツールは、固定のサイトのURLを任意の数（例・20URL等）を指定し、その固定のサイトのURLを月に一度などの頻度でクローリングすることで当該URLのみで行われた外部送信を把握するようなシステムが主流である。つまり、当該ドメイン下に存在する全てのURLを対象としたクローリングではないため、どのような第三者のシステムを導入したとしても限界があるのが現実である。加えて、このようなクローリングツールでは、ログインが必要となるページについてはクローリングができない場合もある。

- ・ アプリ（iOS/Android等）の場合

既に提供しているアプリにおける外部送信を網羅的に把握することは、クローリングなどにより調査できないため、ウェブサイト以上に困難なケースが存在する。特に、バージョンの違いによるSDKの導入の差分などを考慮すると、ユーザー端末にダウンロードされインストールされた過去の最も古いバージョンから最新のバージョンまでを事細かに網羅し把握することは事実上難しい。

以上のように、既存のウェブサイト及びアプリにおいて即時に網羅的に外部送信を把握することは、現実的に実現困難な課題があると考えられるため、通知・公表の第一段階として以下の措置を実施する。

- ・ ウェブサイトの場合

ウェブサイトで提供されるサービスには、一つのドメインのもとに数多くのページから構成されており、それぞれのページに個別の通信が発生している。そのため、サービスのドメインのトップページ、各カテゴリー（ディレクトリ）のトップページ、各コンテンツのトップページなど、代表的なページを調査対象に定め、それらのページで行われている外部送信を確実に捉え、通知・公表を行うことを第一とする。

- ・ アプリ（iOS/Android等）の場合

提供されているアプリのうち、最も利用ユーザーが多い、あるいは、最新のバージョンを調査対象と定め、また、そのアプリの最初に表示される画面や、ユーザーがよく

利用すると考えられる画面で行われている外部送信を確実に捉え、通知・公表を行うことを第一とする。

また、既存のウェブサイト及びアプリにおける適時性、更新性は、以下の措置により確保する。

- ・ ウェブサイトの場合

調査対象と定めたページについて、初期調査による通知・公表を行いつつ、並行してウェブサイトの全体を対象として継続調査し、通知・公表の内容を見直す。その後も正確性を確保するために、少なくともあらかじめ定めた期間に一度ごと、定期的に調査を行い、また、外部送信の内容が大きく変わると想定されるタイミングがあれば、最新の状態に更新する。

- ・ アプリ（iOS/Android等）の場合

調査対象と定めたバージョン、画面について、初期調査による通知・公表を行いつつ、並行してアプリストアで提供中のアプリの全体を対象として継続調査し、通知・公表の内容を見直す。その後も正確性を確保するために、少なくともあらかじめ定めた期間に一度ごと、定期的に調査を行い、通知・公表の内容を見直す。また、対象とするアプリに大幅な更新を行う際（いわゆるメジャー・アップデート時）には、最新の状態に更新する。

3.2 運用上の措置

外部送信規律に対して当該対象サービス事業者が組織として対応できるよう、必要となる運用上の措置を挙げる。

(1) 組織内での情報共有の強化と組織体制の整備

外部送信プログラムの管理を効果的に行うためには、組織内での情報共有の強化と一元的・継続的に管理できる組織体制の整備が必要である。各部署や関連責任者と連携を密にし、外部送信プログラムの導入や変更があった際に情報が迅速に共有されるようにする。また、外部送信プログラムの情報を集約し管理する担当部署・担当者を設置することにより、組織として確実に対応することができる。

(2) 継続的な調査と通知・公表の見直し

外部送信プログラムは固定的なものではないため、継続的な調査と通知・公表の見直しを行うことが重要である。少なくとも定期的な見直しを行う期間ごと、また、外部送信プログラムが大きく変わることが想定された時点で、導入されている外部送信プログラムの調査、通知・公表の見直しを行う。なお、以下の場合には、適宜速やかに通知・公表の内容を更新することが必要である。

- ・ 新規の外部送信プログラムを追加で導入するとき
- ・ 当該対象サービスでの外部送信プログラムの利用目的を想定される程度を超えて

変更するとき

- ・ 送信先サービス事業者から連絡を受ける等により、外部送信プログラムについて通知・公表している記載事項に変更が生じたことを知ったとき

(3) 技術的な対策の検討

管理上の対策だけでなく、技術的な調査方法についても検討し、実施可能としておくことが重要である。以下に技術的な調査方法（無償での利用が可能なシステム）の例をいくつか挙げる。なお、これらの方法についてその技術や機能を保証するものではない。

- ・ ウェブサイトの場合

ウェブサイトで提供されているツールの利用

- 1) WHOTRACKS.ME (<https://whotracks.me>)
- 2) webtru (<https://webtru.io/>)
- 3) PrivacyTech FAST (<https://privacytech.co.jp/>)
- 4) ブラウザの拡張機能の利用

Tag Explorer (chrome ウェブストア > 拡張機能 > Tag Explorer)
教えて URL (<https://oshiete-url.jp/>)

[留意点]

これらの方法は指定したページにおいて行われた通信を把握するものであり、対象外のページや、最新の通信は調査結果に反映されないことに留意が必要である。また、ログインが必要なページでは、ログインした上での調査を行う必要がある。

- ・ iOS アプリの場合

「設定」で「プライバシーとセキュリティ」の「App プライバシーレポート」をオンにして対象アプリを操作する。再度、「設定」の「App プライバシーレポート」を開き、「APP のネットワークアクティビティ」から対象アプリが直接コンタクトしたドメインを調査する。

[留意点]

この方法はアプリを操作した際の画面において行われた通信を把握するものであり、操作していない画面は調査結果に反映されないことに留意が必要である。

- ・ Android アプリの場合

パケットキャプチャーアプリをインストールして対象アプリを操作する。その後、パケットキャプチャーアプリで調査する。

[留意点]

この方法はアプリを操作した際の画面において行われた通信を把握するものであり、操作していない画面は調査結果に反映されないことに留意が必要である。

(4) 送信先サービス事業者との連携

社内調査や技術的な対策だけでは、通知・公表に必要な内容を十分に把握できないケースもある。送信先サービス事業者の名称やリンクなどが導入時から変更されている場合や、同じ外部送信プログラムであっても設定によって利用目的や送信される情報が異なる場合もある。社内での調査と合わせて送信先サービス事業者と外部送信プログラムに関する情報共有等を密接に行うことが求められる。

(5) 継続的な教育とトレーニングの実施

組織内のスタッフが外部送信プログラムに関する知識を持っていることが重要である。継続的な教育やトレーニングを実施し、外部送信プログラムについて、適切に対応できるようにすることが重要である。

4 通知等の方法・通知を行うべき事項

4.1 記載する内容

利用者に対して外部送信プログラムに関する利用目的や送信する情報を示すにあたり、「日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること」が求められる。一方で、送信する情報などは、専門用語を使わないと正確に表現できないものもあり、平易な表現と正確な表現のバランスを取る必要がある。

○ 利用目的

利用目的は、分類ごとの記載例を以下に挙げる。なお、付録-2 外部送信プログラム一覧には、外部送信プログラムごとに想定される利用目的を記載した。

※ 「付録-2 外部送信プログラム一覧」内では、当該対象サービス事業者の使い方次第で a)~c)のいずれにも当てはまり得ることから、当該対象サービス事業者の利用目的には「(1)広告、各種情報の配信」のみの記載としている。実際に利用するケースに合わせ、a)~c)より該当する利用目的を選択し記載する。

(1) 広告、各種情報の配信

a) 自社の広告宣伝を目的とした広告情報の掲載のため

当該対象サービスや他社のサービスに自社の広告や自社の事業に関連した情報を掲載しています。

b) 自社の広告事業として広告の掲載・配信をするため

当該対象サービスの広告枠に広告を掲載しています。

c) 他社の広告事業として広告の掲載・配信をするため

当該対象サービスや他社のサービスの広告枠に提携している他社が広告を配信・掲載しています。

(2) 分析

d) 閲覧の傾向や履歴の分析のため

当該対象サービス上での行動履歴情報を収集し、閲覧の傾向や行動履歴を分析しています。

e) 広告効果の分析のため

当該対象サービス上の広告を閲覧した情報、クリックした情報、及びサービス上での行動履歴情報を収集し、広告の成果計測、効果測定・分析をしています。

f) 不正の検知や対策のため（*適用除外）

当該対象サービス及び当該対象サービス上の広告に対する不正または異常な閲覧数やクリック数などを検知・分析し、対策をしています。

(3) 外部サービス連携

g) SNS 等コンテンツサービスとの連携のため

当該対象サービス上で SNS や動画等のコンテンツサービスと連携して情報共有やコンテンツの表示をしています。

h) 外部送信プログラムの管理のため

当該対象サービスで利用する外部送信プログラムを管理しています。

(4) サービスに必要なツール

i) サービスを適正かつ安全に提供するため（*適用除外）

当該対象サービスに適正に画像を表示、または安全なサービスを提供するために負荷分散やセキュリティ対策をしています。

j) サービスの利便性を向上させるため

当該対象サービスの閲覧履歴などの情報をもとに、最適なコンテンツを表示しています。

* 「(2)分析」の「f)不正の検知や対策のため」、及び「(4)サービスに必要なツール」の「i)サービスを適正かつ安全に提供するため」は、当該対象サービスの提供のために必要な情報の送信に該当し、規律の適用除外であるが、参考として分類を例示した。

○ 送信する情報

送信する情報の内容は、平易な表記では、できる限り「等」を使わず、詳細な表記では、括弧書きで主要な情報の項目の例示を表記し、残りを「等」でまとめることで、平易な表現と正確な表現の両立を図ることができる。主要な送信する情報についての記載例を以下に挙げる。

- 1) 閲覧した内容についての情報（カテゴリー分類、商品名等）
- 2) 閲覧の履歴（閲覧した日時、URL、リンク元の URL 等）
- 3) 購入や行動の履歴（購入や申し込みの際の日時、購買識別番号等）
- 4) 閲覧した人や機器を識別する情報（ユーザーID、ブラウザ・デバイス識別子等）
- 5) 閲覧した機器の位置情報（IP アドレス、GPS 情報等）

4.2 通知・公表の表示方法

外部送信プログラムに関する情報を利用者に知らせるには、通知または、公表（容易に知り得る状態に置く）する必要がある。以下にそれぞれの注意事項を挙げる。

○ 通知の場合

通知する内容や、その記載がある画面に関する情報をポップアップ形式等により表示する。また、利用者にとって分かりやすく表示する工夫として、通知する内容を階層的に表示するなど、利用者の操作により全体が表示されるようにしている場合、その操作を利用者にとって分かりやすいものにする。

○ 公表（容易に知り得る状態に置く）の場合

公表する内容の記載がある画面を利用者が容易に到達できるようにする必要がある。記載箇所として、従来の「クッキーポリシー」、「プライバシーポリシー」、「プライバシーセンター（プライバシー関連の情報を集約したコンテンツ）」などを改定し情報を掲載する方法や、専用の「外部送信ポリシー」を策定するなどの方法が挙げられる。なお、いずれの方法であっても、利用者がその画面に簡単にアクセスできるよう、ウェブサイトの場合は、外部送信するページか、そこから容易に到達できるページ、アプリ（iOS/Android 等）の場合は、最初に表示される画面、そこから容易に到達できる画面で表示するとともに、ナビゲーションの工夫が求められる。

以下にそれぞれの方法の概要を挙げる。

(1) クッキーポリシー

クッキーポリシー等、使用している外部送信プログラム等をリスト表示しているコンテンツを改定し、外部送信規律に関する記載を追記する方法。この場合、外部送信規律の対象となるものとならないものが混在することが考えられるが、それらを区別して記載する必要はない。ただし、記載の内容は、規律に沿ったものとなるよう見直しを行う必要がある。

(2) プライバシーポリシー

プライバシーポリシー等を改定し、外部送信プログラムに関する記載を追記する方法。この場合、タイトルや見出しに外部送信に関する情報であることを明記した上で、外部送信を行うプログラムを一覧で確認できるようにする必要がある。

(3) プライバシーセンター

利用者のプライバシーに関連した情報を集約したコンテンツを改定し、外部送信規律に関する記載を追記する方法。この場合、利用者のプライバシーに関連するより広い情報のなかから、利用者が外部送信プログラムに関する記載を見つけやすくするよう、コンテンツの構成を工夫する必要がある。

(4) 外部送信ポリシー

新たに外部送信規律に関する情報を記載したコンテンツを用意する方法。他の方法のように、既存のコンテンツの改訂を必要としない利点がある。

次に記載に関する注意事項を挙げる。改正電気通信事業法施行規則では、「日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。」とされている。

- ・ 日本語で記載すること

外部送信規律に関する情報を日本語で記載しても、利用している外部送信プログラムが海外の事業者が提供するものである場合、情報を日本語に翻訳して提供することが求められる。また、公表する内容に加えてオプトアウトを提供する場合、オプトアウトに際して、海外事業者が提供する日本語以外のページに遷移してオプトアウトを行う必要がある場合は、リンクとともに、ページ遷移後に必要となる操作についての概要を日本語で提供しておくことが望ましい³。

- ・ 平易な表現を用いること

利用者にとって分かりやすい平易な表現と、外部送信に関する正確な表現の両立を図る必要がある。この際、あらゆる利用者が内容を理解できるよう、平易な表現を用いるとともに、必要な箇所には括弧書きで専門用語を補うなどの工夫をすることで、平易な表現と正確な表現の両立を図ることができる。

4.3 送信先サービス事業者が開示する情報

利用者に対して外部送信プログラムに関する正確な情報を知らせるためには、送信先サービスに関連する事業者から必要な情報が適切に開示・伝達されることが望ましい。

外部送信プログラムにより利用者に関する情報が送信されるサービスを提供している送信先サービス事業者、外部送信プログラムの設定等の業務を受託するなどして、実質的な設定作業を行っている事業者が、必要な情報を開示することにより、利用者に対してより正確な情報を提供することができる。

■開示することが望ましい情報

送信される利用者に関する情報の内容、送信される情報を取り扱う送信先サービス事業者と送信先サービスの名称、送信先サービス事業者独自の利用目的がある場合はその目的、それらの取扱いについて記載したウェブページを公開している場合はそのページのリンク、オプトアウトを提供している場合はオプトアウトを受け付けているページのリンク。

なお、海外の送信先サービスで、そのサービスを国内で取り扱う事業者の情報は、利用者に知らせるべき内容の正確性を確保するためには、送信先サービス事業者あるいは仲介して取り扱う事業者が日本語に翻訳してウェブページ等で提供することが望ましい。

³ 通知・公表の義務の対象外となるオプトアウト措置（2.4）については、当該対象サービス事業者において、リンクとともに、具体的な操作方法を日本語で表示することが必要である。

■その他考えられる対応

タグマネジメントプログラムの管理を請け負う事業者が独自に設定した外部送信プログラムや、埋め込みコンテンツを提供する送信先サービス事業者が視聴計測やビューアビリティ計測など自らの必要により設置している外部送信プログラムといった、規律の対象となる当該対象サービス事業者がその送信について把握できない場合があり得る。また、広告配信等でクッキーシクなどを行う送信先サービス事業者がピギーバックする外部送信プログラムは、当該対象サービス事業者による情報送信指令通信ではないため、規律の対象外である。例えば、送信先サービス事業者等によって利用者の興味・関心の分析や広告のパーソナライズを行う目的で独自に追加した外部送信プログラムについての情報や、情報をまとめたウェブページが用意されている場合には、そのリンクを開示することも考えられる。

4.4 具体的な記載例

新たに外部送信規律に関する情報を記載したコンテンツを用意する場合の具体的な記載例を付録-1 に示す。なお、共通の内容は同一の記載として利用者の理解を容易にするためコピーして使用し、個別の利用目的と送信する情報については 4.1 を参照して各サービスの実際に即して記載いただきたい。

5 ライセンス

本ガイダンスは、対象となる事業者及び関連事業者が広く活用できることを目的として、クリエイティブ・コモンズの表示 4.0 国際ライセンスの下に公開する。すなわち、本ガイダンスのクレジット「一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会 (JIAA)」を表示することを条件とし、改変ならびに営利目的の利用も許可するものである。

なお、本ガイダンスの 4.1 記載内容及び付録-1 具体的な記載例、付録-2 外部送信プログラム一覧は、外部送信規律に対応した通知・公表等を行う目的で利用する場合には、クレジットを表示することなく利用できる。

ライセンスの詳細については、下記リンクに記載のとおりである。



表示 4.0 国際 (CC BY 4.0)

<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

付録-1 具体的な記載例

利用者情報の外部送信について

【当該対象サービス事業者名】が運営する【サービス名】（以下、「当サービス」）では、当サービスを提供するにあたって外部の事業者のサービス（以下、「外部サービス」）を使用しており、それらの使用において必要となる当サービスを利用される方に関する情報を、プライバシー保護を尊重した上で送信しています。送信する情報は、それぞれ外部サービスを提供する事業者（以下、「送信先」）のプライバシーポリシー等に基づいて管理・利用されています。

1. 当サービスでの送信する情報の利用目的 ※4.1の「利用目的」を参照して実際に即して記載

当サービスでは、以下の目的で情報を送信しています。送信先での利用目的の詳細は、「3. 外部送信先一覧」から送信先のプライバシーポリシー等をご確認ください。

- (1) 自社の広告事業として広告の掲載・配信をするため
当サービスの広告枠に広告を掲載しています。
- (2) 閲覧の傾向や履歴の分析のため
当サービス上での行動履歴情報を収集し、閲覧の傾向や行動履歴を分析しています。
- (3) 広告効果の分析のため
当サービス上の広告を閲覧した情報、クリックした情報、および当サービス上での行動履歴情報を収集し、広告の成果計測、効果測定・分析をしています。
- (4) 外部送信プログラムの管理のため
当サービスで利用する外部送信プログラムを管理しています。

2. 当サービスで送信する情報 ※4.1の「送信する情報」を参照して実際に即して記載

当サービスでは、以下の情報を送信しています。

- (1) 閲覧した内容についての情報（カテゴリー分類、商品名等）
- (2) 閲覧の履歴（閲覧した日時、URL、リンク元のURL等）
- (3) 閲覧した人や機器を識別する情報（ユーザーID、ブラウザ識別子、デバイス識別子等）
- (4) 閲覧した機器の位置情報（IPアドレス）

3. 外部送信先一覧

当サービスにおいて情報を送信している外部サービスは以下のとおりです。オプトアウトについての記載があるものは、リンクをクリックしてその後の指示に従って操作することで、情報の送信や送信先での利用の停止を行えます。

対象：【サービス名】

※アプリの場合はアプリ名とバージョンを記載（例：アプリ バージョン 1.1）

(1) [サイト解析ツール A](#) ※外部サービス名

送信先：[事業者 A](#) ※送信先サービス事業者の正式社名

当サービスでの利用目的：閲覧の傾向や履歴の分析のため

送信する情報の内容：閲覧の履歴、閲覧した人や機器を識別する情報

送信先の利用目的：[プライバシーポリシー等のページ](#) ※利用目的を特定できる場合はその利用目的を記載

オプトアウト（利用の停止）：[オプトアウトページ](#) ※送信／利用のいずれの停止であるか分かる場合は記載

(2) [アドサーバー B](#)

送信先：[事業者 B](#)

当サービスでの利用目的：自社の広告事業として広告の掲載・配信をするため

送信する情報の内容：閲覧した内容についての情報、閲覧した人や機器を識別する情報

送信先の利用目的：[プライバシーポリシー等のページ](#)

(3) [タグマネージャー C](#)

送信先：[事業者 C](#)

当サービスでの利用目的：外部送信プログラムの管理のため

送信する情報の内容：閲覧した内容についての情報

送信先の利用目的：[プライバシーポリシー等のページ](#)

(4) [CDP D](#)

送信先：[事業者 D](#)

当サービスでの利用目的：閲覧の傾向や履歴の分析のため、広告効果の分析のため

送信先の利用目的：[プライバシーポリシー等のページ](#)

オプトアウト（利用の停止）：[オプトアウトページ](#)

4. 問い合わせ先

外部送信する情報の取扱いや、それに関するご意見、ご質問等は、以下にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

5. 参考

(1) 外部送信とは

電気通信事業法における外部送信規律で定められた、電気通信事業者が提供する通信サービスにおいて、そのサービスに必要な通信の伝送を行うために、通信回線や送信設備などを利用して、外部のユーザーや他の事業者に対して行う電気通信のことです。

電気通信事業法では、この外部送信について、適切な技術的・管理的な規制を行うことで、電気通信事業者の公正な競争を促進し、利用者の利益を保護することを目的としています。

(2) 外部送信規律とは

電気通信事業法における外部送信規律とは、電気通信事業者が利用者の情報を外部に送信する場合に必要な情報提供などの手続きについて定めた法律です。

具体的には、電気通信事業者は利用者に対して、以下のような情報を通知または公表（容易に知り得る状態に置く）しなければなりません。

- ・送信する利用者に関する情報の内容
- ・送信する情報を取り扱うこととなる者の氏名または名称
- ・送信する情報の利用目的

以上のように、電気通信事業者は利用者のプライバシー保護を尊重し、適切な通知または公表を行った上で、利用者の情報を外部に送信することが義務付けられています。

(3) オプトアウトとは

利用者の情報の送信や、送信先での利用を停止するための手続きのことです。多くの場合、専用のボタンやリンク先が提供され、それらをクリックすることで、オプトアウトが行われます。なお、オプトアウト手続きが完了したという情報は、多くの場合ブラウザに保存されるため、別のPCやスマートフォン、別のブラウザを使う場合には、その都度、オプトアウトを行う必要があることについて注意してください。

6. 改訂履歴

202X年1月1日 制定

202X年7月1日 外部送信先一覧の改訂

付録-2 外部送信プログラム一覧

JIAA 外部送信規律対応検討タスクフォースにおいて作成した外部送信プログラムの一覧を参考として付す。記載情報の誤りの指摘や追加・更新・削除の依頼は、下記のウェブサイト「電気通信事業法における外部送信規律についてのガイダンス」ページの連絡フォームより本ガイダンス発行元までお知らせいただきたい。

<https://www.jiaa.org/katudo/gdl/gaibusosin/>

[留意点]

- ・全ての外部送信プログラムを網羅したものではなく、独自に調査したものであり、一部を除き送信先サービス事業者に内容の確認や記載の承認を得ていない。
- ・当該対象サービス事業者の利用目的は、当該対象サービス事業者が外部送信プログラムを利用する目的を想定し記載した。
- ・当該対象サービス事業者の利用目的に「(1)広告、各種情報の配信」と記載のあるものは、4.1に記載の(1)-a)、(1)-b)、(1)-c)のいずれの利用目的にもなり得るため、まとめて記載した。
- ・送信先サービス事業者での利用目的については、当該対象サービス事業者の利用目的と同一の目的があると考えられるが、それ以外の目的の有無は未確認のため空欄とした。

(2023年5月23日作成・8月28日最終更新)

No	外部送信プログラム名	送信先サービス事業者	当該対象サービス事業者の利用目的	送信先サービス事業者の利用目的
1	33Across	33Across, Inc.	(1)広告、各種情報の配信	
2	a8.net	株式会社ファンコミュニケーションズ	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
3	Accessmill	株式会社マクロミル	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
4	AD EBIS	株式会社イルグルム	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
5	Adara	ADARA, Inc.	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
6	AddThis	日本オラクル株式会社	(3)外部サービス連携 g)SNS等コンテンツサービスとの連携のため	
7	AddToAny	AddToAny	(3)外部サービス連携 g)SNS等コンテンツサービスとの連携のため	
8	Adform	Adform	(1)広告、各種情報の配信	
9	AdGeneration	Supership株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
10	Adjust	Adjust	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
11	Adkernel	Adkernel, LLC	(1)広告、各種情報の配信	

No	外部送信プログラム名	送信先サービス事業者	当該対象サービス事業者の利用目的	送信先サービス事業者の利用目的
12	AdMatrix	株式会社クライド	(1)広告、各種情報の配信	
13	Admedo	Admedo Ltd	(1)広告、各種情報の配信	
14	Admixer	Admixer	(1)広告、各種情報の配信	
15	Adobe Analytics	Adobe, Inc.	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
16	Adobe Audience Manager	Adobe, Inc.	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
17	Adobe Experience Cloud Advertising Services	Adobe, Inc.	(1)広告、各種情報の配信 (2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
18	Adobe Marketo Engage	Adobe, Inc.	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
19	Adobe Typekit	Adobe, Inc.	(4)サービスに必要なツール i)サービスを適正かつ安全に提供するため	
20	AdRoll	AdRoll	(1)広告、各種情報の配信	
21	adstir	ユナイテッドマーケティングテクノロジー株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
22	ADYOULIKE	ADYOULIKE	(1)広告、各種情報の配信	
23	afb	株式会社フォーイット	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
24	AirTrack	株式会社サイバーエージェント	(1)広告、各種情報の配信	
25	AJA SSP	株式会社 AJA	(1)広告、各種情報の配信	
26	AJA DSP	株式会社 AJA	(1)広告、各種情報の配信	
27	Amazon Ads(Amazon 広告サービスを除く)	アマゾンジャパン合同会社	(1)広告、各種情報の配信	
28	Amazon 広告サービス	Amazon Online UK Limited	(1)広告、各種情報の配信	
29	Amazon Publisher Services	A9.com, Inc.	(1)広告、各種情報の配信	
30	Amazon アソシエイト	アマゾンジャパン合同会社	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
31	AMoAd	株式会社 AMoAd	(1)広告、各種情報の配信	
32	Amobee	Amobee, Inc.	(1)広告、各種情報の配信	
33	Amplitude	Amplitude, Inc.	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
34	AppDriver	株式会社アドウェイズ	(1)広告、各種情報の配信	
35	Appier	Appier Japan 株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
36	Apple ID	Apple Japan 合同会社	(4)サービスに必要なツール j)サービスの利便性を向上させるため	
37	Applovin MAX	Applovin 株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
38	AppsFlyer	AppsFlyer	(2)分析 e)広告効果の分析のため	

No	外部送信プログラム名	送信先サービス事業者	当該対象サービス事業者の利用目的	送信先サービス事業者の利用目的
39	Arbor	LiveRamp Japan 株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
40	Audience Studio	株式会社セールスフォース・ジャパン	(1)広告、各種情報の配信 (2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため e)広告効果の分析のため	
41	AudienceOne	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	(1)広告、各種情報の配信 (2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため e)広告効果の分析のため	
42	AudienceScience	AudienceScience Japan 株式会社	(1)広告、各種情報の配信 (2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため e)広告効果の分析のため	
43	Baidu Analytics	バイドゥ株式会社	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
44	Basis	Basis Global Technologies, Inc.	(1)広告、各種情報の配信	
45	Beeswax	FreeWheel	(1)広告、各種情報の配信	
46	BeyondX	株式会社 CARTA COMMUNICATIONS	(1)広告、各種情報の配信	
47	BidSwitch	IPONWEB Ltd.	(1)広告、各種情報の配信	
48	BidTheatre	BidTheatre AB	(1)広告、各種情報の配信	
49	BIG MINING	株式会社 BI.Garage	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
50	Bing ads	日本マイクロソフト株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
51	Blis	Blis Media Limited	(1)広告、各種情報の配信	
52	BlueKai	日本オラクル株式会社	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
53	Boundless	Boundless 株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
54	branch	Branch	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
55	Branch Universal Ads	Branch	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
56	Brand Lift Insights	合同会社 カンター・ジャパン	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
57	Brand lift Plus	ニールセン デジタル株式会社	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
58	Braze	Braze 株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
59	Brightcove	Brightcove, Inc.	(4)サービスに必要なツール i)サービスを適正かつ安全に提供するため	
60	Bypass	ユナイテッドマーケティングテクノロジーズ株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
61	CA ProFit-X	株式会社サイバーエージェント	(1)広告、各種情報の配信	
62	CAULY	FSN Corp.	(1)広告、各種情報の配信	

No	外部送信プログラム名	送信先サービス事業者	当該対象サービス事業者の利用目的	送信先サービス事業者の利用目的
63	Chartbeat	Chartbeat Inc	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
64	Cinarra	シナラシステムズジャパン株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
65	Clarity	日本マイクロソフト株式会社	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
66	Content Analytics	株式会社 UNCOVER TRUTH	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
67	CONTENTSQUARE	Content Square	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
68	craft.	株式会社 craft.	(1)広告、各種情報の配信	
69	Crazy Egg	Crazy Egg, Inc	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
70	Crimtan	クリムタン株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
71	CrossX	Appier Japan 株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
72	Dable	Dable	(1)広告、各種情報の配信	
73	Datalogix	日本オラクル株式会社	(1)広告、各種情報の配信 (2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため e)広告効果の分析のため	
74	DataXu	Roku, Inc.	(1)広告、各種情報の配信 (2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため e)広告効果の分析のため	
75	DeepIntent	DeepIntent, Inc.	(1)広告、各種情報の配信	
76	Display & Video 360	Google LLC	(1)広告、各種情報の配信	
77	DMP DC Catalyzer	株式会社 Data Chemistry	(1)広告、各種情報の配信 (2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため e)広告効果の分析のため	
78	docomo Ad Network	株式会社 D2C	(1)広告、各種情報の配信	
79	Double Verify	DoubleVerify Inc.	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
80	Drawbridge	Drawbridge, Inc.	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
81	DV Authentic Ad	DoubleVerify Inc.	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
82	DynAdmic	DynAdmic SAS	(1)広告、各種情報の配信	
83	EMX	EMX DIGITAL, LLC	(1)広告、各種情報の配信	
84	Epsilon	Epsilon Data Management, LLC.	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
85	Equativ	Equativ	(1)広告、各種情報の配信	
86	Evidon	Crownpeak Technology, Inc.	(2)分析 f)不正の検知や対策のため	
87	eXelate	ニールセン・メディア・ジャパン合同会社	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	

No	外部送信プログラム名	送信先サービス事業者	当該対象サービス事業者の利用目的	送信先サービス事業者の利用目的
88	exponential	EXPONENTIAL INTERACTIVE INC.	(1)広告、各種情報の配信	
89	Facebook Pixel	Meta Platforms, Inc.	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
90	Facebook 広告	Meta Platforms, Inc.	(1)広告、各種情報の配信	
91	FacebookAudienceNetwork	Meta Platforms, Inc.	(1)広告、各種情報の配信	
92	Facebookソーシャルプラグイン	Meta Platforms, Inc.	(3)外部サービス連携 g)SNS等コンテンツサービスとの連携のため	
93	Firebase	Google LLC	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
94	Flashtalking	Flashtalking	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
95	FlexOne	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
96	Fluct	株式会社 fluct	(1)広告、各種情報の配信	
97	FLUX	株式会社 FLUX	(1)広告、各種情報の配信	
98	Freakout	株式会社フリークアウト	(1)広告、各種情報の配信	
99	FreeWheel	FreeWheel Media Inc.	(1)広告、各種情報の配信	
100	Gamma	FreeWheel	(1)広告、各種情報の配信	
101	GENIEE DSP	株式会社ジーニー	(1)広告、各種情報の配信	
102	Geniee SSP	株式会社ジーニー	(1)広告、各種情報の配信	
103	GeoEdge	GeoEdge Ltd	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
104	GMOSSP	GMO アドマーケティング株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
105	Google アドマネージャー	Google LLC	(1)広告、各種情報の配信	
106	Google AdMob	Google LLC	(1)広告、各種情報の配信	
107	Google AdSense	Google LLC	(1)広告、各種情報の配信	
108	Google Web Font	Google LLC	(4)サービスに必要なツール i)サービスを適正かつ安全に提供するため	
109	Google アナリティクス	Google LLC	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
110	Google タグ マネージャー	Google LLC	(3)外部サービス連携 h)外部送信プログラムの管理のため	
111	Google 広告	Google LLC	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
112	gracenote	ニールセン・メディア・ジャパン合同会社	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
113	Gravatar	Automattic Inc.	(4)サービスに必要なツール i)サービスを適正かつ安全に提供するため j)サービスの利便性を向上させるため	

No	外部送信プログラム名	送信先サービス事業者	当該対象サービス事業者の利用目的	送信先サービス事業者の利用目的
114	GumGum	GumGum Japan 株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
115	Gunosy Ads	株式会社 Gunosy	(1)広告、各種情報の配信	
116	HaiNa	ユナイテッドマーケティングテクノロジー株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
117	HubSpot	HubSpot Japan 株式会社	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
118	IAS Monitoring pixel	Integral Ad Science, Inc.	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
119	ID5	ID5	(1)広告、各種情報の配信	
120	IM-DMP	株式会社インテーム・マージャー	(1)広告、各種情報の配信 (2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため e)広告効果の分析のため	
121	i-mobile	株式会社アイモバイル	(1)広告、各種情報の配信	
122	Improve Digital ORIGIN	Improve Digital B.V.	(1)広告、各種情報の配信	
123	IM-UID	株式会社インテーム・マージャー	(1)広告、各種情報の配信	
124	Index Exchange	Index Exchange Japan 株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
125	InMobi	InMobi Pte. Ltd.	(1)広告、各種情報の配信	
126	Instagram	Meta Platforms, Inc.	(3)外部サービス連携 g)SNS等コンテンツサービスとの連携のため	
127	Interactive Tracker NEXT	株式会社ビデオリサーチインタラクティブ	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
128	IronSource	ironSource Japan 合同会社	(1)広告、各種情報の配信	
129	i-SSP/Ad Trace Panel	株式会社インテージ	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
130	Juicer	ログリー株式会社	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
131	KARTE	株式会社プレイド	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
132	Kochava	Kochava	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
133	Lierco	株式会社リクルート	(1)広告、各種情報の配信	
134	liftoff	Liftoff, Inc.	(1)広告、各種情報の配信	
135	LINE 広告	LINE 株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
136	LinkedIn Ads	LinkedIn Corporation	(1)広告、各種情報の配信	
137	LinkedIn マーケティングソリューション	LinkedIn Corporation	(1)広告、各種情報の配信	
138	LinkedIn ソーシャルプラグイン	LinkedIn Corporation	(3)外部サービス連携 g)SNS等コンテンツサービスとの連携のため	

No	外部送信プログラム名	送信先サービス事業者	当該対象サービス事業者の利用目的	送信先サービス事業者の利用目的
139	LiveRamp	LiveRamp Japan 株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
140	Logicad	SMN 株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
141	LOGLY lift	ログリー株式会社	(1)広告、各種情報の配信 (2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため (4)サービスに必要なツール j)サービスの利便性を向上させるため	
142	LoopMe	LoopMe Ltd	(1)広告、各種情報の配信	
143	Lotame	Lotame Solutions, Inc.	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
144	Magnite	Magnite, Inc.	(1)広告、各種情報の配信	
145	media.net	Media.net Advertising FZ-LLC	(1)広告、各種情報の配信	
146	MediaForge	リンクシェア・ジャパン株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
147	mediago	バイドゥ株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
148	MediaMath	MediaMath Japan 株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
149	MEDIAVINE	MEDIAVINE	(1)広告、各種情報の配信	
150	Message gear	Message gear	(1)広告、各種情報の配信	
151	Metaps Analytics	株式会社メタップス	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
152	MicroAd COMPASS	株式会社マイクロアド	(1)広告、各種情報の配信	
153	Microsoft 広告	日本マイクロソフト株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
154	Mintegral	Mintegral International Limited	(1)広告、各種情報の配信	
155	Moat	日本オラクル株式会社	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
156	MOAT Analytics	日本オラクル株式会社	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
157	Mobkoi	MOBKOI JAPAN 株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
158	N.Rich	N.Rich Technologies Oy	(1)広告、各種情報の配信	
159	New Relic	New Relic, Inc.	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
160	nex8	株式会社ファンコミュニケーションズ	(1)広告、各種情報の配信	
161	Nice People At Work	Nice People At Work	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
162	Nielsen Attribution	ニールセン・メディア・ジャパン合同会社	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
163	Nielsen Digital Ad Ratings	ニールセン デジタル株式会社	(2)分析 e)広告効果の分析のため	

No	外部送信プログラム名	送信先サービス事業者	当該対象サービス事業者の利用目的	送信先サービス事業者の利用目的
164	Ogury	Ogury Ltd	(1)広告、各種情報の配信	
165	ONE'sData	株式会社オプト	(1)広告、各種情報の配信 (2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため e)広告効果の分析のため	
166	OneTag	OneTag Limited	(1)広告、各種情報の配信	
167	OpenX	OpenX Japan 株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
168	Outbrain	Outbrain Inc.	(1)広告、各種情報の配信 (2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため (4)サービスに必要なツール j)サービスの利便性を向上させるため	
169	Pangle	Pangle	(1)広告、各種情報の配信	
170	Pardot	株式会社セールスフォース・ジャパン	(1)広告、各種情報の配信	
171	People Driven DMP	株式会社電通	(1)広告、各種情報の配信 (2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため e)広告効果の分析のため	
172	Perfect View Network	株式会社 CMerTV	(1)広告、各種情報の配信	
173	Pinterest	Pinterest	(3)外部サービス連携 g)SNS等コンテンツサービスとの連携のため	
174	PlatformOne	株式会社プラットフォーム・ワン	(1)広告、各種情報の配信	
175	popIn Discovery	popIn 株式会社	(1)広告、各種情報の配信 (2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため (4)サービスに必要なツール j)サービスの利便性を向上させるため	
176	PPSDK(Profile Passport SDK)	株式会社プログウォッチャー	(1)広告、各種情報の配信 (2)分析 e)広告効果の分析のため (4)サービスに必要なツール j)サービスの利便性を向上させるため	
177	Ptengine	株式会社 Ptmind	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
178	PubMatic	パブマティック株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
179	Quantcast	Quantcast International Limited	(1)広告、各種情報の配信	
180	Rakuten Marketing Platform	楽天株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
181	Real Sight	シナラシステムズジャパン株式会社	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
182	ReeMo	GMO アドマーケティング株式会社	(1)広告、各種情報の配信	

No	外部送信プログラム名	送信先サービス事業者	当該対象サービス事業者の利用目的	送信先サービス事業者の利用目的
183	Rentracks	株式会社レントラックス	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
184	Repro Web	Repro 株式会社	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
185	PrimeAD	株式会社オールアバウト	(1)広告、各種情報の配信	
186	RTB House	RTB House	(1)広告、各種情報の配信	
187	Rtoaster	株式会社ブレインパッド	(1)広告、各種情報の配信	
188	rubicon	Magnite, Inc.	(1)広告、各種情報の配信	
189	Salesforce DMP	株式会社セールスフォース・ジャパン	(1)広告、各種情報の配信 (2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため e)広告効果の分析のため	
190	Sansan	Sansan 株式会社	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
191	Scale Out	Supership 株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
192	ScorecardResearch	Full Circle Studies, Inc.	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
193	Semasio	Semasio GmbH	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
194	Sharethrough	Sharethrough, Inc.	(1)広告、各種情報の配信	
195	simplifi	Simplifi Holdings, Inc.	(1)広告、各種情報の配信	
196	Singular	Singular	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
197	SiteGraphics	株式会社ビデオリサーチ	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
198	Skyflag	株式会社 Skyfall	(1)広告、各種情報の配信	
199	smaato	Smaato Inc.	(1)広告、各種情報の配信	
200	SmartNews Ads	スマートニュース株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
201	Sovrn	Sovrn Holdings, Inc.	(1)広告、各種情報の配信	
202	Spider AF	株式会社 Spider Labs	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
203	Sportradar ad:s	Sportradar AG	(1)広告、各種情報の配信	
204	SpotX	Magnite, Inc.	(1)広告、各種情報の配信	
205	StackAdapt	StackAdapt	(1)広告、各種情報の配信	
206	Synergy!	シナジーマーケティング株式会社	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
207	Taboola	Taboola, Inc.	(1)広告、各種情報の配信 (2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため (4)サービスに必要なツール j)サービスの利便性を向上させるため	
208	Tapad	Tapad Inc.	(1)広告、各種情報の配信	
209	Tapjoy	タップジョイ・ジャパン株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
210	Teads	Teads Japan 株式会社	(1)広告、各種情報の配信	

No	外部送信プログラム名	送信先サービス事業者	当該対象サービス事業者の利用目的	送信先サービス事業者の利用目的
211	The Trade Desk	The Trade Desk Japan 株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
212	TikTok Analytics	ByteDance 株式会社	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
213	TreasureDataC DP	トレジャーデータ株式会社	(1)広告、各種情報の配信 (2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため e)広告効果の分析のため	
214	TrenDemon	TrenDemon	(1)広告、各種情報の配信	
215	TripleLift	Triple Lift, Inc.	(1)広告、各種情報の配信	
216	TubeMogul	アドビシステムズ株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
217	Turn	Amobee	(1)広告、各種情報の配信	
218	Twitter	X Corp.	(1)広告、各種情報の配信 (2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため e)広告効果の分析のため (3)外部サービス連携 g)SNS等コンテンツサービスとの連携のため	
219	UNICORN	UNICORN 株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
220	UnityAds	ユニティ・テクノロジーズ・ジャパン株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
221	UNIVERSEAds	株式会社マイクロアド	(1)広告、各種情報の配信	
222	Unruly	Unruly Media 株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
223	User Heat	株式会社ユーザーローカル	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
224	User Insight	株式会社ユーザーローカル	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
225	USERGRAM	株式会社ビービット	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
226	usonar	ユーソナー株式会社	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
227	ValueCommerce	バリューコマース株式会社	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
228	Vimeo	Vimeo	(4)サービスに必要なツール i)サービスを適正かつ安全に提供するため	
229	VR 計測タグ	株式会社ビデオリサーチ	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
230	WebAntenna	株式会社ビービット	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
231	WordPress	Automattic Inc.	(4)サービスに必要なツール i)サービスを適正かつ安全に提供するため	
232	Xandr	日本マイクロソフト株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
233	Xaxis	Xaxis, Inc.	(1)広告、各種情報の配信	

No	外部送信プログラム名	送信先サービス事業者	当該対象サービス事業者の利用目的	送信先サービス事業者の利用目的
234	XPO	Knorex	(1)広告、各種情報の配信	
235	Yahoo! ID 連携	ヤフー株式会社	(4)サービスに必要なツール j)サービスの利便性を向上させるため	
236	Yahoo!広告	ヤフー株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
237	YIELD ONE	株式会社プラットフォーム・ワン	(1)広告、各種情報の配信	
238	Yieldmo	Yieldmo	(1)広告、各種情報の配信	
239	Youtube	Google LLC	(3)外部サービス連携 g)SNS等コンテンツサービスとの連携のため	
240	Zemanta	Zemanta inc.	(1)広告、各種情報の配信	
241	ZEOTAP	zeotap	(1)広告、各種情報の配信	
242	Zucks	株式会社 Zucks	(1)広告、各種情報の配信	
243	アドフリくん SSP	Glossom 株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
244	エンハンス	株式会社エンハンス	(1)広告、各種情報の配信	
245	キャンペーン マネージャー 360	Google LLC	(1)広告、各種情報の配信	
246	クロスリスティング	株式会社クロスリスティング	(1)広告、各種情報の配信	
247	コマースメディアプラットフォーム	CRITEO	(1)広告、各種情報の配信	
248	セプテーニ	株式会社セプテーニ	(1)広告、各種情報の配信	
249	バイドゥ	バイドゥ株式会社	(1)広告、各種情報の配信	
250	はてなブックマーク	株式会社はてな	(3)外部サービス連携 g)SNS等コンテンツサービスとの連携のため	
251	フルアウト DSP	株式会社フルアウト	(1)広告、各種情報の配信	
252	ミエルカヒートマップ	株式会社 Faber Company	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
253	ランドスケイプ	株式会社ランドスケイプ	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
254	リンクシェア	リンクシェア・ジャパン株式会社	(2)分析 e)広告効果の分析のため	
255	楽天インサイトタグ	楽天インサイト株式会社	(1)広告、各種情報の配信 (2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため e)広告効果の分析のため	
256	株式会社アイシン	株式会社アイシン	(2)分析 d)閲覧の傾向や履歴の分析のため	
257	株式会社フリップデスク	株式会社フリップデスク	(1)広告、各種情報の配信	

付録-3 外部送信規律に関する法令・ガイドライン等 参考資料

● 法律

電気通信事業法（抜粋）

（情報送信指令通信に係る通知等）

第二十七条の十二 電気通信事業者又は第三号事業を営む者（内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する者に限る。）は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信（利用者の電気通信設備が有する情報送信機能（利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に送信する機能をいう。以下この条において同じ。）を起動する指令を与える電気通信の送信をいう。以下この条において同じ。）を行おうとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備その他の総務省令で定める事項を当該利用者へ通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。ただし、当該情報が次に掲げるものである場合は、この限りでない。

- 一 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他の利用者が電気通信役務を利用する際に送信することが必要なものとして総務省令で定める情報
- 二 当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者が当該利用者に対し当該電気通信役務を提供した際に当該利用者の電気通信設備に送信した識別符号（電気通信事業者又は第三号事業を営む者が、電気通信役務の提供に際し、利用者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）であつて、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者の電気通信設備を送信先として送信されることとなるもの
- 三 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信先の電気通信設備に送信されることについて当該利用者が同意している情報
- 四 当該情報送信指令通信が次のいずれにも該当する場合には、当該利用者がイに規定する措置の適用を求めている情報
 - イ 利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置を講じていること。
 - （1） 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報の送信
 - （2） 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信された利用者に関する情報の利用
 - ロ イに規定する措置、当該措置に係る利用者の求めを受け付ける方法その他の総務省令で定める事項について利用者が容易に知り得る状態に置いていること。

● 総務省令

電気通信事業法施行規則（抜粋）

（利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務）

第二十二條の二の二十七 法第二十七條の十二の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当する電気通信役務であつて、ブラウザその他のソフトウェア（利用者が使用するパーソナルコンピュータ、携帯電話端末又はこれらに類する端末機器においてオペレーティングシステムを通じて実行されるものに限る。次条において同じ。）により提供されるものとする。

- 一 他人の通信を媒介する電気通信役務
- 二 その記録媒体に情報を記録し、又はその送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務
- 三 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。次条第三項第一号において同じ。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務
- 四 前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの

（利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法）

第二十二條の二の二十八 法第二十七條の十二の規定により利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとするときは、次の各号のいずれにも該当する方法により、次条各号に掲げる事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- 一 日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。
 - 二 操作を行うことなく文字が適切な大きさと利用者の電気通信設備の映像面に表示されるようにすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、利用者が次条各号に掲げる事項について容易に確認できるようにすること。
- 2 前項の利用者に通知する場合には、同項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。
- 一 次条各号に掲げる事項又は当該事項を掲載した画面の所在に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に即時に表示すること（当該事項の一部のみを表示する場合には、利用者がその残部を掲載した画面に容易に到達できるようにすること。）。
 - 二 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に認識できるようにすること。
- 3 第一項の利用者が容易に知り得る状態に置く場合には、同項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。
- 一 情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて、次条各号に掲げる事項を表示すること。
 - 二 情報送信指令通信を行うソフトウェアを利用する際に、利用者の電気通信設備の映像面に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる事項を表示すること。

三 前二号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に到達できるようにすること。

(利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項)

第二十二条の二の二十九 法第二十七条の十二本文の総務省令で定める事項は、情報送信指令通信ごとに、次に掲げる事項とする。

- 一 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報の内容
- 二 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称
- 三 第一号に規定する情報の利用目的

(利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報)

第二十二条の二の三十 法第二十七条の十二第一号の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。ただし、当該情報をその必要の範囲内において送信する場合に限るものとする。

- 一 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は映像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報
- 二 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報
- 三 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した認証に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報
- 四 当該電気通信役務に対する不正な行為の検知等を行い、又は当該不正な行為による被害の軽減等を図るために必要な情報
- 五 当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報

(オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項)

第二十二条の二の三十一 法第二十七条の十二第四号口の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十七条の十二第四号イに規定する措置（以下この条において「オプトアウト措置」という。）を講じている場合にあつては、その旨
- 二 オプトアウト措置が法第二十七条の十二第四号イ（1）又は（2）のいずれの行為を停止するものであるかの別
- 三 オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法
- 四 利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の利用が制限されることとなるときは、その内容
- 五 情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報（法第二十七条の十二第一号及び第二号に掲げるものを除く。）の内容
- 六 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称
- 七 第五号に規定する情報の利用目的

● **ガイドライン**

電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン

https://www.soumu.go.jp/main_content/000805614.pdf

電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの解説

https://www.soumu.go.jp/main_content/000805807.pdf

● **外部送信規律 FAQ**

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/gaibusoushin_kiritsu_00002.html

● **電気通信事業参入マニュアル**

電気通信事業参入マニュアル [追補版]

https://www.soumu.go.jp/main_content/000477428.pdf

電気通信事業参入マニュアル (追補版) ガイドブック

https://www.soumu.go.jp/main_content/000799137.pdf

電気通信事業法における外部送信規律についてのガイダンス
第2版
2024年4月23日

一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会 (JIAA)
外部送信規律対応検討タスクフォース